

# 「くるめつつじ会」会則

(名称)

第1条 本会は、「くるめつつじ会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と、郷土久留米の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業
- (2) 企業情報の提供など郷土久留米の発展に寄与する事業
- (3) その他目的達成のために必要と認められる事業

(事務局)

第4条 本会の事務局を久留米市東京事務所内に置く。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 久留米地域出身者で首都圏に在住する者
- (2) 久留米地域在住者
- (3) その他本会の趣旨に賛同する者で会長が認めた者

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名
- (6) この他必要に応じ、顧問・相談役を置く。

(役員の仕事)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が定めた順序によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、久留米市東京事務所長がその任に当たる。
- (4) 理事は、理事会を構成し理事会の諮問事項について審議し、本会活動の活性化に努める。また、理事のうち1名は久留米市東京事務所長がその任に当たる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、必要に応じて理事会に出席することができる。
- (6) 顧問・相談役は、本会の重要な事項につき会長の諮問に答え、または必要に応じて意見を述べるることができる。

(役員を選任)

第8条 役員は、次により選任する。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選により総会で選任する。
- (2) 理事及び監事は、会員の中から会長が選任する。
- (3) 顧問・相談役は、会長が委嘱する。

2 会長を除く役員に事故があるときは、会長の承認のうえ、他の者がその役員の任期に限り、その職務を代行することができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、定期総会、理事会、臨時総会、懇親会とし、次により開催する。

- (1) 定期総会は、年1回開催し、次の事項を承認する。
  - ア 会長及び副会長の選任
  - イ その他理事会で必要と認めた事項
- (2) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を付議決議する。理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
  - ア 総会に付議する事項
  - イ 会則の変更
  - ウ 事業計画、予算決算
  - エ 本会の運営に関する事項
  - オ その他必要と認めた事項
- (3) 臨時総会、懇親会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第10条 総会及び理事会の決議は、出席者の過半数(委任状を含む)をもって行う。

(会計)

第11条 本会の経費は、必要に応じて徴収した収入、寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 本会則に定めなき事項は、理事会において定める。

(施行期日)

第13条 この会則は、平成12年1月20日より施行する。

附 則

この会則は、平成12年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月21日から施行する。